

岐阜市・稲葉郡の水系基盤形成（1920-1935）

出村 嘉史¹・長谷川 真穂²

¹正会員 岐阜大学准教授 工学部社会基盤工学科（〒501-1193 岐阜市柳戸1-1）

E-mail:demu@gifu-u.ac.jp

²正会員 株式会社建設技術研究所（〒103-8430 東京都中央区日本橋浜町3-21-1）

E-mail:mh-hasegawa@ctie.co.jp

本研究が対象とする岐阜市及び稲葉郡の水系基盤形成（ここでは用排水幹線改良事業および支派川改修事業）は、それまで輪中によって構成されていた水利慣行を乗り越えて、一つながりに管理される水系へ転身を遂げた事例である。そこには、内務省および農林省（農商務省）がそれぞれの所管として支派川改修事業・用排水改良事業に対する国庫補助の制度をそれぞれ整える動きがあったが、特に熱心な地主層の陳情や県技師の計画上の工夫が、これを可能にした点を指摘できる。

Key Words : *improvement of agricultural channels, river improvement by prefecture, the Kiso River*

1. はじめに

本稿は、2011年度に発表した「岐阜における近代水系基盤の形成」¹⁾の過程のうち、主として用排水幹線改良事業・支派川改修事業が成立した経緯について整理するものである。岐阜県において大正末期から昭和初期にかけて実施された一連の土地改良事業は、紆余曲折を経ながらも輪中単位の狭域的な水利形態を脱して1万町歩を越える広大な土地において、複数の水系を有機的に結び付けるシステムを形成させ、後に示すように、一面で内務省が関わる全国的な中小河川改修事業の先駆となった。

玉城らは、主として農林行政による土地改良の視点から、以下のような水利開発の経緯を明らかにしている²⁾。すなわち、明治期には未だ近世から続く水利慣行を保持する組織が水利組合条例（1890）や水利組合法（1908）によって認められると同時に、河川法（1896）による公水主義が並立しており、この間の調整に問題を孕んでいた。日本の資本主義が確立する1897（明治30）年頃から、農地では寄生地主（自ら耕作をせずに小作料を稼ぐ）が増加して、田区を整理して個人の作業効率よりも、水利を含む土地改良をして生産力を高めることが求められる。1899年に制定された耕地整理法も、1909（明治42）年には改正されて、耕地整理の中心が用排水事業による土地改良へシフトするようになる。同時に日露戦争後には、国内で食糧増産が課題となり、耕地整理や土地改良に対する補助の制度が整えられていく。特に1923（大正12）年に農商務省が、受益面積500町歩を越える大規模灌漑

排水事業を対象に事業費の半額に国庫補助金を支給する用排水改良事業要項を制定したことにより、全国に用排水幹線改良事業が展開し、大河川の治水工事完了後に可能になった効率的な悪水排除が進められた。

近年に安井は、こうした知見をベースにして、内務省土木局発行の『水利と土木』を資料として河川行政の視点にも留意しながら、河川改良事業の盛だった愛知県に焦点を当て、中小河川改修に対する補助制度の詳細を明らかにしている³⁾。ここでは、内務省と農林省（1945までは農商務省）の間で対象事業の範囲を調整する権限整備と呼ばれた動きに着目し、それぞれ目的が異なる事業（計画降水量の考え方にそれが現れる）に位置づけられる中で、愛知県の技師は、双方の補助を活用して協調的に整備を進めていたことが示される。

以上の研究によって明らかにされてきた制度史をベースにしながら、本研究が対象とするのは、木曾川と長良川に挟まれた耕地および市街地（図-1）の一連の水系基盤を形成した1920年代にはじまる改修事業であり、その後農地ばかりではなく市街地形成とも密接な関わりを持つようになる基盤に着目したい。このエリアは、岐阜県の手がけた広域な土地改良事業の対象地のうちでも主要な部分である。ここに焦点を当てるのは、岐阜市街地と密接な地理的關係にあり、その後の都市発展の基盤づくりとの関連を解明することが期待できるためである。そのため、用排水改良事業や支派川改修事業（中小河川改修事業の前身とされる）など、一連の水の流れに関連する事業を一つの視野に入れて考察する必要がある。こ

のような大らかな視野は、一連の土地改良を先導する有力地主層に共通した。本研究は、忠節用水改良事業に関わる人や組織の視野、すなわち、1) 内務省及び農林省（農商務省）、2) 県の技師、3) 輪中から組合、治水会へ転身する地主層の組織の立場に留意して、この施設が成立する背景を描くことを目的とする。

2. 吉良技師の用排水幹線改良事業計画

木曾川・長良川・揖斐川を分流した木曾川下流改修工事が1911（明治44）年に一応の竣工を迎えると、上流改

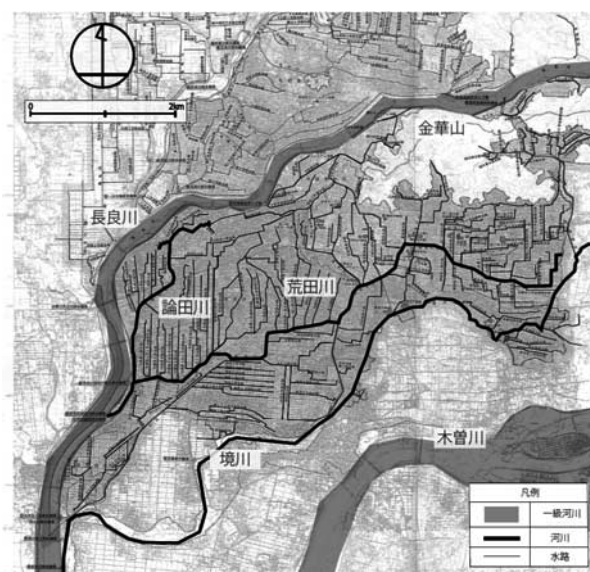


図-1 現在の岐阜市河川・水路図

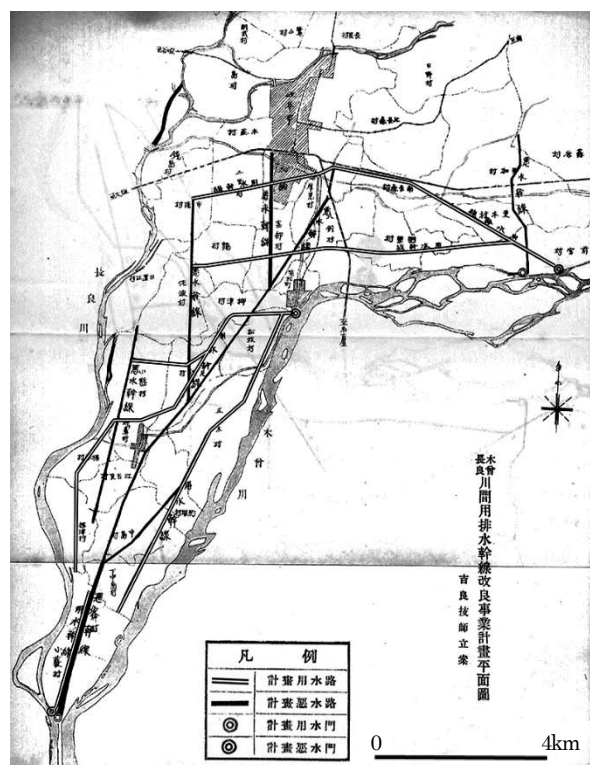


図-2 吉良技師の初期計画案（一部強調）

修の期待が周辺に高まるが、具体的には稲葉郡の加納輪中水害予防組合（長良川左岸側）から「長良川上流改修工事施行ノ際ニハ必ず附帯工事トシテ我が加納輪中悪水ノ改修ヲ施行サレタキ」と内務大臣宛てに意見書が出されるように、堤内地となる農地の排水を河川改修に附帯して実行するべきとする要望が強まる⁴⁾。しかし、1921（大正10）年に開始された上流改修事業には、こうした項目が含まれていなかったことから、県内に用排水改良を求める具体的な動きが起る。こうした中で、岐阜県では独自に木曾川上流改修に次ぐ支派川改修事業を計画するに至り、15ヶ年継続事業として河川改良事業の経費8,000,000円を支出することが、1921（大正10）年11月の県会で決定した。このうち3,241,000円が「支派川改修其他附帯事業支出金」、14,000円が「水利調査費」として計上されている⁵⁾。

1924（大正13）年12月に、岐阜県の吉良技師が「木曾長良川間ノ改良事業計畫」を発表した（図-2）。この計画は、木曾川から引水する用水幹線と、明確に区分された配水幹線を、それぞれ新たに建設し、全ての輪中において遍くこれらを行届かせるものであり、一見理想的な計画であった。そのため関係地内の郡長、村長、県会議員や水利組合役員など有力地主層の賛同を集め、1925（大正14）年3月に「稲葉郡治水会」が組織されて計画の実施が検討されたものの、前川貫一内務省名古屋土木出張所長、川原・酒井農林省技師らの見解もあり、「見込ミナキ案」として同年6月までに否定されてしまう。同案の実施には経費が掛かりすぎること、悪水を下流一箇所に集中させるために下流側の水腐が懸念されることが理由とされた⁶⁾。当時利用可能であった最大の国庫補助制度として、農商務省の用排水改良事業補助（図-2の「用排水幹線改良事業」というタイトルがそれを示している）に従って、徹底した幹線整備計画を目指したとも理解できる。

それまでは、このエリアに対して用水を供給するのは、用排水兼用とされた荒田川、境川の他は、長良川から引水する忠節用水のみであったが、長良川下流改修工事後に長良川の河床が低下し忠節用水の取水が困難を極めており⁷⁾、吉良技師の案では、これに依らず専ら木曾川から引水することとされていた。この方針が否定されたことにより、長良川から引水する既存の水路や小河川を維持したまま利用し、流域で連携して改善する方針へ転換したものと考えられる。同年6月3日に直ちに長良川左岸の関係者が集まり、それまでの稲葉郡治水会には加わっていなかった羽島郡東部と岐阜市が連合して、中部水利組合が設立した。新たな用排水改良事業は、主として吉良技師により、同年8月までに概ね出来上がる。新計画では「木曾川ヨリ引水セザルコト」とされた⁸⁾。

この間、輪中間及び上流下流間の対立を越えて、連合

組織を形成し、さらには内務省と農林省（農商務省）の間を調整することを積極的に進めた開明的な地主層の姿がある。一連の土地改良事業の中心的存在であり、本研究の手がかりとなる多くの資料を遺している大野勇、治水事業に一生を賭したとされる石樽敬一、代議士の武藤嘉門、上松泰造など、特定の複数の名士が盛んに活動している。石樽が後に証言するには、内務省と農林省の「手を握らせる」ことが困難だった。そのため、名古屋出張所、貴族院議員、衆議院議員などの間を往来して伝令、陳情に奔走したという⁹⁾。一方で、上流下流をつないだ岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合は、1926年（大正15）年1月に稲葉郡長大野勇と岐阜市長松尾国松の連名によって知事へ設置具申され、同年3月に認められ、それまでにない広域を束ねて創立した¹⁰⁾。

3. 支派川改修計画と国庫補助

新計画案を抱く岐阜県は、1926（大正15）年5月に内務省土木局長から支派川改修調査に関する件の照会を求められた際、「支派川改修費ニ對スル國庫補助ノ曙光」を得たとして、改修計画を回答した。同年のうちに水利組合51団体の連合より支派川改修費国庫補助の陳情書（7月）、県会決議による同様の意見書（12月）が続いた。翌1927（昭和2）年に県知事から同補助に関する上申（6月）では、県下長良川揖斐川の支派川にあたる境川（大江川、荒田川、論田川を含む）・鳥羽川・犀川・粕川・三水川・水門川・津屋川・杭瀬川・牧田川の改修費として計9,049,200円が必要である旨が伝えられる。その結果、ついに同年11月、知事が示した額の二分の一にあたる4,524,600円の国庫補助が閣議決定し、岐阜県へ伝えられた¹¹⁾。翌1928（昭和3）年5月の第55回帝国議会において、まず犀川ほか2河川の改修を木曾川上流の附帯工事として半額にあたる2,410,450円を国より補助する予算が成立し、さらに12月の第56回帝国議会において境川など残りの支派川改修に対する補助2,114,150円が認められた¹²⁾。結果として、昭和3年以降十ヶ年の継続事業費として、知事が求めた通りの国庫補助を得た。

この支派川改修に対する国庫補助予算が初めて成立した1928年5月には、農林省所管の「用排水幹線改良事業助成事務」と内務省所管の「河川に関する事項」との間「権限整備」に関して、「用排水幹線の改良事業助成事務は農林省所管とするも河川に重大なる影響あるものに付ては内務省に合議するもの」と閣議決定があり、内務省側と農林省側の技師・事務官らが会合して、合議すべき場合の具体的基準を早速協議している¹³⁾。注目すべきは、この閣議決定の段階で、それまでに如何に用排水路として河川が重視されていたとしても、河川そのもの

の改修は農林省の所管から外れている点である。水害防御を含みつつ、より広い流域の視点をもって、整備する体制へと制度の側がシフトしている。

吉良技師は、1929（昭和4）年3月に広島県へ転任するが、中小河川改良事業費の国庫補助が制度化した翌年の1933（昭和8）年の『水利と土木』への寄稿に「昭和三年五月に至り岐阜縣下木曾川上流支派川（中略）に對する半額國庫補助の豫算が、幾多の苦難を経て始めて内務省の手に依つて成立を見たときは、今日の所謂中小河川改良補助の前提をなすものとして實に溜飲三斗、欣喜雀躍の思をしたものであつた」と記し、岐阜で担当していた当事者として、国庫補助の成立した経緯を振り返っている。その背景には、1921年の第二次臨時治水調査會の議決事項が、中小河川に何ら触れることなく「地方土木家を痛く失望せしめ擧げて道路専門に走らしめ」る中、農商務省から用排水幹線改良事業の名のもとに半額国庫補助の道が開かれ、年々改良実績を上げており、「土木家にして河川を論ずるものなく、農林家にして之を論ぜざるものなき觀があつた」という状況があったことが説明されている¹⁴⁾。

兎も角、広域にわたる土地改良に関わる諸事業に対して、農商務省と内務省双方の補助を使うことができる状況が、支派川改修事業の計画が進むと共に形成され、稲葉郡および岐阜市の水系改修は、推進力をもって進められるようになった。

4. 事業の展開

1925（大正14）年11月の新聞記事は、上記計画案が事業化された内容を以下のように伝えている¹⁵⁾。

排水路排水路改修 用水路新設案 總事業費二百八十萬圓

木曾、長良、兩三大川に介在せる岐阜市の東南方一帯より羽島、稲葉の一市三町三十二村、一萬一千町歩にわたる擴大な地域の錯綜きまりなき境川その他主要排水路の大改修と用水路の新設事業計畫案はいよ／＼なり十日岐阜市役所に關係代表者七十餘名會合決定した、總事業費は二百八十萬圓に達し
境川放水路百萬圓、荒田川上部放水路費五萬圓、荒田川中流放水路費二十萬圓、荒田川下流排水費三十五萬圓、論田川延長費十萬圓、逆川排水費四十萬圓、羽島用水路費七十萬圓、境川口締切樋管費 内務省施行

右の内二十五萬圓を關係區域の負擔とし、その他は國縣の補助をもつて充當するもので、工事は縣直營として十五年度より第一期第二期に分ち施行するはずで、…（中略）…白根知事に對し、工事施行の申請書を提出することに決し、これが準備のため二千五圓を計上可決した

この時期は、未だ内務省による支派川改修への国庫補助の途が開かれていないために、国庫補助としては農林省所管の用排水幹線改良事業補助のみを見込んでいるも

のと考えられる。昭和3年度以降に実施された内容と比べると、金額はそれぞれやや低めに設定されているが、土地改良事業計画の骨格は、ほぼ出来上がっていることが認められる。こうして広く流域を捉える視点を得て、それぞれの改修が関連を持つシステムとして組み立てたために、施工順序は合理的な特色を持つものとなった。すなわち、この施工期間および財源は、表-1のようにまとめられ、施工箇所を図示すると図-3のようになる¹⁶⁾。

既存の河川を最大限に利用するため、下流における容量を計算して、過剰な量を予め排水路線上流で抜き、その後に必要な用水を分配することが、このプランの骨子である。進行の半ばに長良川からの引水を改良して導入し、このシステムは完成へ向かうが、この鍵を握る忠節用水や正法寺用水の改良の具体案は、当初は明らかになっていなかった。1925年の方針転換によって新たなシステムを構想した時点で、その後の概略的なプランは描かれ、これに従って、状況に応じて国庫補助を勝ち取りながら、悪水が湛水する被害に対する抜本的な改良を加えた上で、適切な用水の導水を図る柔軟かつ合理的な姿勢が、これらの事業進行から伺える。

表-1 岐阜市・稲葉郡における近代の土地改良事業一覧

着工	竣工	事業名	目的	概要	事業費総額	国庫補助	県補助	地元負担	
①	1926	1931	境川排水改良事業 (第一期)	排水改良	放水路開削	11,000,000	(農) 400,000 (内) 200,000	25,000	250,000
②	1928	1933	境川排水改良事業 第二期事業	排水改良	排水路新設・ 排水路新設改良・ 樋門	1,180,000	(農) 590,000	177,000	413,000
③	1931	1933	忠節用水路 附替工事 内務省木曾川上流改修 附帯工事	用水改良	用水路新設・ 改良、樋門	243,500	内務省による	不明	不明
④	1932	1933	境川改修事業 附大江山川田堀外改修 事業	支派川改良	水路改良・ 流路短縮	567,000	(内) 283,500	155,925	127,575
⑤	1932	1934	農林省補助 忠節用水改良事業	用水改良	用水路新設・ 改良	135,000	(農) 67,500	20,250	47,250
⑥	1933	1934	荒田川改修工事	支派川改良	水路改良	137,800	(内) 67,400	不明	不明
⑦	1935	1937	稲葉郡正坊寺用水 改良事業	用水改良	用水路新設・ 改良	160,000	(農) 80,000	24,000	56,000

①、②、⑤、⑦は、内務省『岐阜県耕地事業沿革史』岐阜縣耕地協会、1937 による。
④、⑥は大野勇『岐阜市稲葉郡排水組合と其関係事業概要』岐阜市稲葉郡排水普通水利組合、1933 及び
森義一『岐阜県治水史』岐阜縣、1953による。④は1932年時点の予定額。⑥は1933年における予定額。
⑦の詳細は、大野勇『正坊寺用水及附帯大野用水改良事業誌』岐阜市稲葉郡排水普通水利組合、1938 による。
(農)、(内) はそれぞれ農林省、内務省による国庫補助

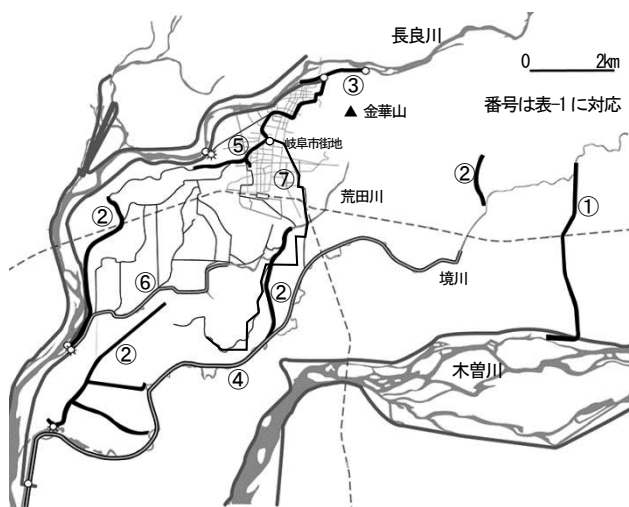


図-3 一連の土地改良の分布と進行

5. 結論

以下のことが明らかになった。木曾川上流改修工事と関連して実施された支派川改修工事は、河川技術者待望の内務省による国庫補助を受けての事業であった。農商務省が所管した用排水幹線改良事業と併せて、地主層によって耕地改良が望まれる地方の中小河川に対して用いることのできる国庫の補助体制が、木曾川上流沿岸からの一連の陳情などによって築かれたものと言える。現場では、岐阜県技師吉良巖を中心として計画された用排水幹線を大々的に建設するプランは否定され、輪中の間の流れであった既存の中小河川を基に整理しながら、無理のない工事によってシステムを形成する方針へシフトした事象があった。この実態が、支派川改修の基となった。この建設計画の過程は、特に地主層の立場において、過去の輪中間にあった自身の利益獲得優先の姿勢が、上流及び下流に対してある程度の責任を持つ姿勢へ転換する過程でもあった。

ただし、事業実施の後半にその存在が明らかになる忠節用水改良事業や正法寺用水改良事業は、今回の視点だけでは説明できない。実際には、岐阜市街地形成の視点から、この計画を巡って上下流における新たな関係を築くことになるが、この点についての解明は後日別稿に譲ることとする。

参考文献

- 1) 浅井泰貴，出村嘉史：岐阜における近代水系基盤の形成，土木史研究講演集 31，pp.197-204，2011.
- 2) 玉城哲，旗手勲ら：水利の社会構造，国際連合大学，1984.
- 3) 安井雅彦：中小河川改修への補助制度成立と愛知県の事例，土木学会論文集 D2 (土木史)，Vol.70 No.1，pp.66-82，2014.
- 4) 大野勇：岐阜市稲葉郡排水組合と其関係事業概況，pp.3-9，1933.
- 5) 岐阜県内務部土木課：土木概要，1932.
- 6) 稲葉郡治水會第一回事業報告，1927年4月28日.
- 7) 前掲：岐阜市稲葉郡排水組合と其関係事業概況，p.513.
- 8) 前掲：稲葉郡治水會第一回事業報告.
- 9) 木曾川上流工事事務所：木曾三川の治水史を語る，p.50-54，1969.
- 10) 前掲：岐阜市稲葉郡排水組合と其関係事業概況，p.69-95.
- 11) 前掲：土木概要，p.139-141.
- 12) 木曾三川の治水史を語る (前掲，p.99) 及び土木概要 (前掲，p.139-153) .
- 13) 内務省土木局：水利と土木，p.163，1928.7.
- 14) 吉良巖：中小河川改良計画の確立と地方土木技術家の責任，水利と土木，第6巻1号，pp.103-106，1928.1.
- 15) 大阪朝日新聞東海版，1925.11.12.
- 16) 総括的な事業誌と思われるものが、複数存在しているものの、一方には耕地整理・用排水改修事業の側面に限られており、他方には支派川改修事業の側面に限られており、また計画段階の資料を基にしたものと報告書を基にしたものとで情報が異なっているなど、一連の事業を一覧できる資料が極めて少ない。表-1に掲げた複数の資料を使用して、一覧できる状態にまとめた。この後に、支派川改修事業として論田川改修事業 (1941-1942) が続く。

(2015.4.6 受付)